

旭川医科大学病院臓器別診療体制に関する要項の一部を改正する要項を次のように定める。

(令和6年7月19日病院長裁定)

旭川医科大学病院臓器別診療体制に関する要項の一部を改正する要項

旭川医科大学病院臓器別診療体制に関する要項（平成17年1月12日病院長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(臓器別診療科)</p> <p>第3 次の各号に掲げる診療科に、それぞれ当該各号に定める臓器別診療科を置く。</p> <p>(1) 内科（循環器・腎臓，呼吸器・脳神経，内分泌・代謝・膠原病，消化器，血液）<u>循環器内科</u>，腎臓内科，呼吸器内科，脳神経内科，糖尿病・内分泌内科，リウマチ・膠原病内科，消化管内科，<u>肝胆膵内科</u>，血液・腫瘍内科</p> <p>(2)～(8) (略)</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は、令和6年7月19日から実施し、令和6年4月1日から適用する。</u></p> <p>【改正理由】</p> <p>診療体制に合わせて臓器別診療科を整備する。</p>	<p>(略)</p> <p>(臓器別診療科)</p> <p>第3 次の各号に掲げる診療科に、それぞれ当該各号に定める臓器別診療科を置く。</p> <p>(1) 内科（循環器・腎臓，呼吸器・脳神経，内分泌・代謝・膠原病，消化器，血液）<u>循環器内科</u>，腎臓内科，呼吸器内科，脳神経内科，糖尿病・内分泌内科，リウマチ・膠原病内科，消化器内科，血液・腫瘍内科</p> <p>(2)～(8) (略)</p> <p>(略)</p>

